

Renaissance

2015.7

暑中お見舞い申し上げます

No.42

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して



撮影:T.Ito

AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上 文男

弁護士 檀浦 康仁

弁護士 森田 祥玄

弁護士 奥村 典子

弁護士 長江 昂紀

税理士 大橋 由美子

社会保険士 長谷川 沙美

弁護士 柄夢 貞介

弁護士 勝又 敬介

弁護士 上瀬 幹也

弁護士 小宮 仁

弁護士 服部 文哉

司法書士 萩野 直樹

弁護士 熊田 士朗

弁護士 梅村 明男

弁護士 水野 憲幸

弁護士 遠藤 悠介

弁護士 米山 健太

司法書士 毛利 歌重

弁護士 中野 直輝

弁護士 木村 環樹

弁護士 南 善隆

弁護士 加藤 耕輔

弁護士 中内 良枝

社会保険士 原田 聰

弁護士 尾関 栄作

弁護士 渡邊 健司

弁護士 森下 達

弁護士 横井 優太

弁護士 中島 悠介

社会保険士 小木曾 裕子



この事務所報は再生紙を使用しております。

吉紙100%再生紙

愛知総合法律事務所

検索

<http://www.aichisogo.or.jp>

E-mail home@aichisogo.or.jp

弁護士法人 愛知総合法律事務所

弁護士 村上 文男

38周年感謝の夕べ



1 事務所38周年感謝の夕べ

7月に、日頃大変お世話になつてゐる人達の参加を得て、マリオットアソシアで愛知総合法律事務所38周年感謝の夕べを開催させていただきました。

常々お世話になつている皆さんに早い機会に御礼と感謝の会を開催させていただきたいと考えていますが、その日を迎えることができて大変光栄でうれしく思います。

弁護士1名、事務員1名で出発した法律事務所でした。現在、総勢約70名の人々が集まり運営されて、更に進化、拡大を続けていることに驚きを禁じ得ません。

これも多くの良き人に恵まれたからにはばかりません。今が信じられない気持ちです。

感謝とともに、私の旭日中綬章の叙勲の報告もさせていただきました。

2 上野先生との出会い

上野精先生は名古屋地方裁判所の所長を定年退職されて、当事務所の共同代表に就任していただいた私の恩師です。

おそらく、裁判官を定年退職されて教え子の法律事務所で共同代表に就任されることはないかと思います。

私は愛知教育大学出身ですので、本格的な法律の勉強をしていました。裁判所に事務官として勤務して、裁判官だった上野先生に出会い、上野先生が司法試験受験生の指導をされていた上野教室に入れていただきました。

上野先生との出会いから、本格的な法律に触れて、司法試験受験人生をかける決心ができたのです。

上野先生入所後は、事務所は極めて順調で拡大の一途をたどり、現在があります。上野先生は平成20年10月に逝去されましたが、その意を継ぎ拡大は続き現在に至ります。毎年10月には上野先生を偲ぶ会が奥様を迎えて開催しています。

上野先生のご縁で上野先生と親しかった裁判官を定年退官された柄彌貞介先生、熊田士朗先生も当事務所に入所いただき、ご指導をいただいています。

4 依頼者支えられて

愛知総合が今日あるのは依頼者の皆さんのおかげです。

弁護士を成長させてくれるのは依頼者です。依頼者が事件を通じて弁護士を鍛えてくれるのであります。

弁護士法人愛知総合38周年感謝の夕べが開催できることを心から喜びたいし、今後も更なる進化を続けていきたい。

ルネサンス読者のみなさんの、ご支援をお願いいたします。

3 愛知総合はどこへ行くのか

よく愛知総合はどこへ行くのですか、どこまで、またなぜ拡大を続けるのですか、と聞かれます。

愛知総合は、依頼者のニーズにこたえるために、弁護士事務所の専門合格後も目にかけていただき、計り知れないほど勇気づけられました。

当時はまだ弁護士4~5名事務局4~5名の法事務所でしたが、上野先生の定年退職を知り、当事務所の共同代表就任をお願いし、やっとこのことで引き受けさせていたので

す。

化を追求しています。専門化のためには総合化が必須です。専門化、総合化するためには大型化が必要です。総合大学病院の専門化、総合化、大型化が見本だと考えています。

依頼者のニーズにこたえるためですでの、どこへ行くかは依頼者が決めてくれます。依頼者の意向をくみ取るのは事務所の未来を構築していく所属弁護士の皆さんです。

人生の岐路に立ったときに 勇気をくれたこの言葉

弁護士 熊田 士朗



数年前に無事に古希を迎えることができ、その上、微力ながら、現在もまだ法曹としての道を歩ませていただけたことに、大いに感謝しているところですが、もちろん、諸々の困難に直面し、苦境に陥ったことも少なくありません。

「人生の岐路に立ったとき」というと大仰になりますが、これまでの人生を振り返ってみて、本当に苦悩、苦心したこと、そして、何とかこれを乗り越えられ、今でも有り難く思っていることのうち、二つの出来事について述べることにします。

一つ目は、高校生の頃、肺結核に罹患し、肺葉切除手術を伴う1年数か月の療養生活を余儀なくされたことです。落胆のどん底にいる折り、小学生時代の恩師がお見舞いに来て下さいました。恩師は、どんな生徒にも全く分け隔てなく愛情をもって接しられ、皆から慕われていた素晴らしい先生でしたが、我々が中学生のころ肺結核を患い、一時療養されたことがあります。先生は、ご自分の療養経験も踏まえ、「士朗くん、必ず時が解決してくれるからね。」といわれ、苦難はいつまでも続くものではないという趣旨のお話を励まして下さいました。

私が大変な病気を受け入れる気持になる切っ掛けになるとともに、次第に療養生活なりの味わいも感ずるようになりました。いつも明るい希望を持ち続けたいものです。

二つ目は、裁判官として在任中、初めての高裁勤務で、民事部に陪席として赴任した時のことです。部総括は、皆様もご存じのことでしょうが、定年御退官後に当事務所の元共同代表をされた上野精先生でした。着任早々の私に、終結間近の二十数冊の記録の複雑事件を渡され、五月の連休中に記録を読むように指示されました。それまで主に地裁で比較的小規模な単独事件を処理していた私ですから、大変なことになったと困惑している様子が表面に出ていたことと思います。上野部長は、東京高裁で陪席をされた御経験を話され、「心配しなくとも、そのうちに記録数十冊なんて何とかなると思えるようになりますよ。」と笑顔でおっしゃいました。確かにそうなんです。若いうちに大きな複雑事件を経験することは、後々、大きな力になることが次第に分かってきました。

相続税の申告書について

税理士 大橋 由美子

ご存知のとおり、平成27年1月1日以降の相続について、基礎控除額（この額までは相続税が課税されませんという額です）が従前の6割となり、相続税を申告すべき方が格段に増えました。相続人が一人で3,600万円、2人で4,200万円、3人で4,800万円以上の財産を持っていると相続税の申告が必要になってきます。

評価額の高い場所に、自宅があり、将来のために貯めた現預金が残っていると、すぐに基礎控除額を超えるという場合もあります。そのため、将来の相続について心配になり、税理士に相談する方も多いです。

しかし、相続の申告をする方が全員相続税を納める訳ではありません。申告により様々な特典を受けられる規定もあるため、納税額が0円になることもあります。

また、生前に対策をするだけで納税額を抑えられる方法もあります。

ご依頼いただいた方の中にも、生前に相談いただければ、もう少し対策が可能だったという方がいらっしゃいます。税法は特殊な分野なので、一般的に知られていないことが多いのではないかと思います。

最近では、相続をされる方が、高齢のため、相続の手続きをするのがとても大変で、手続きも含めてご依頼いただくこともあります。時間の手間だけでなく、日常生活では使用しない書類も多いため、精神的な苦痛を伴うのだと思います。

税理士は手続き方法や記載方法をお伝えすることは出来ますが、すべてを代行しておまかせいただきできません。（必ず本人に記載していただきたり、郵送物を受け取つてもうつたり、電話を代わつもらつたりする必要があります。）

しかし、弁護士であれば代理人となり、すべての手続きをつかせて、相続人本人は最後に相続した財産を通帳で確認するだけということも可能です。当事務所にご依頼いただいた方の中には、弁護士による名義変更手続き、社会保険労務士による年金の手続き、司法書士による不動産の登記や売却手続きまで終了させて、相続人本人は最後に相続した財産を通帳で確認するだけということも可能です。

いすれにしても、もしかして？と思つた方は、ご相談していただくのが一番良い方法かと思います。



各事務所の近況報告

小牧 事務所



弁護士 梅村 明男

平成27年1月より、小牧事務所の所長を務めさせていただいております、梅村明男と申します。

生まれも育ちも名古屋ですが、小牧では小牧シティマラソンに参加しておりますので、全くの初めてというわけではありません。

名古屋にいるときも名古屋シティマラソンに参加していました。今後は継続的に小牧シティマラソンに参加していきたいと思います。

マラソンは、自動車や自転車での移動と異なり、ゆっくりと景色や町並みを見る事ができるのが良いですね。走るたびに新しい発見がありますので、楽しく参加させてもらっています。

まだまだ小牧では新参者ですが、どんどん地域に慣れていくて、小牧の方から頼りにされる弁護士に成長できるよう精進していきたいと思います。

春日井 事務所



弁護士 森下 達

春日井事務所で所長を務めております森下と申します。私は、春日井事務所に来てから、どこに行くにも自動車で移動することが多くなりました。裁判所にも、愛知県内は全ての裁判所、三重は松阪、岐阜は大垣、静岡は浜松くらいまでであれば、大抵は自動車で移動します。電車の方が、移動時間に有効に使えるのですが、自動車の運転が良い気分転換になるので、ついつい自動車で移動してしまいます。

仕事で自動車を運転するようになってから、プライベートでも頻繁に自動車を運転するようになりました。最近では、浜松までハンバーグを食べに行ったり、四日市まで餃子を食べに行ったりと、休日はこんな時間を過ごすことが増えてきました。この仕事を始めるまではペーパードライバーでしたので、自分でも驚きの変化です。

このように、どこにでも直ぐに移動して対応するフットワークの軽さが春日井事務所の売りです。今後とも、迅速な対応を心掛け、日々精進してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

新瑞橋 事務所



弁護士 加藤 耕輔

皆様、暑中お見舞い申し上げます。新瑞橋事務所所長の加藤です。

私の趣味は、かれこれ20年近く続けてきたバスケットボールです。チームスポーツの極みです。

新瑞橋事務所は現在、弁護士2名・事務員3名で稼働しています。中小企業法務から突然の飛び込み相談対応まで幅広い業務を行っています。日々、幅広く数も多い案件をスピーディーかつ適切に進めていくためには、チームでの仕事

が欠かせません。

新瑞橋のスタッフは、事務作業を依頼すると、必ず定めた作業期限よりも前に仕上げてきます。こうしたスタッフの努力により弁護士の仕事もスムーズに進み、結果として、依頼者の方々へのスピーディーかつ良質なリーガルサービスの提供が可能となっています。

新瑞橋のスタッフの働きをバスケットボールの役割で例えるならば、エースをフリーにするためのスクリーナー、あるいはスペースを作るためのストレッチ4といったところでしょうか。マニアックですね。新瑞橋事務所のナイスチームプレイです。

津島 事務所



弁護士 南 善隆

暑中お見舞い申し上げます。津島事務所所長の南善隆です。

子供時分から趣味といえば、釣りです。普段、弁護士の相手といえば、示談交渉や訴訟などご依頼者の相手方となるわけですが、釣りともなると相手は自然そのもの、釣れるときもあれば残念無念の時もあります。釣りのおもしろみの一つには、この釣れなかった事実をいかにして克服するかのプロセスにあります。餌を替え、場所を変え、仕掛けを変え、何でも

とことんやり尽くす。釣りというと、大自然を前に無心になることを想像しますが、私の場合はどことなくわしい釣りになってしまいます。弁護士業務と似ています。この趣味の釣りがきっかけで、日本料理にも興味があり、一時期板前を目指していました。以前、敦賀での海釣りで、アジやカサゴが大漁に釣れた時は、南蛮漬けと煮付けにしました。この料理も、どんな素材で、何を作り、どう盛りつけるかなどプロセスが面白いのです。日々の仕事で法律相談を受けるとき、問題点を把握し、どんなプロセスを取れば、最高の解決ができるのか、津島事務所では、一つ一つのご依頼を所員一丸で取り組んでいます。

証拠、証拠つて言うけれど



弁護士 米山健太



りするにしても十分な準備をされるとをお勧めします。

当事務所は無料法律相談を実施しておりますので、日々多様なお悩みが持ち込まれます。そして、その中には結構な割合で「証拠さえあれば勝てるのに！」と思う事件があります。法律的には相談者の方の言い分が正しいのですが、その言い分を立証できない以上、裁判をやっても勝ち目がないのです。

友達にお金を貸していたが返してくれないという相談が典型例です。親族でもないのにわざわざ助けてあげようと思うぐらい親しい友人ですので、深い信頼関係があるのでしよう。この窮地を凌げば返してくれると思い込み、「借用書を作成しておこう！」とは夢にも思いません。むしろ、借用書の作成をお願いすることは無理だと考えている方もおられるのではないかと思います。

しかし、友人はいつまでたってもお金を返してくれません。そこで、ある日しごれを切らして催促すると、「あろう事か」「そんな借金は知らない！」「あれはくれたお金でしょ？」と返事が来るわけです。特に、借主が亡くなつていて、その相続人に返還請求する場合はほぼ必ず争いになります。相続人の方からすれば全く身に覚えのない話なので、必死になる心情もわかります。

「友人と金銭の貸し借りをするな」と巷ではよく言われます。弁護士の立場からすると、そこまでは言いませんが、貸し借

りするにしても十分な準備をされるとをお勧めします。
さて、このコラムをご覧になつて「やつぱり借用書がないから無理か…。」と思われる方もいるかと思います。しかし、それは限りません。要は、裁判所が「借主はお金を借りたのだろう」と思う理由があればよいわけです。例えば①借主は、当時金欠でいろんな人に借金を申し込んでいた(借金を申し込まれた人の証言や日記により立証)②当時、貸主は借主に〇〇円を振り込んだ(銀行通帳により立証)③貸主は大金をあげるほど借主と親密なわけではない(貸主の家族の証言により立証)といった事情があれば、裁判所も借金の事実を認めてくれるかもしれません(最終的には裁判所が判断することですので、裁判をやってみないと結果はわからないところではあります)。

法律家は気軽に「証拠はありますか？」と聞いてしまいがちですが、そもそも「いつたい何が証拠になるのか」が難しい問題です。私としまして、「この事件ではどんなものが証拠になるだろう」という想像力を忘れずに職務に従事したいと思います。

インドネシア司法制度視察旅行管見



から た てい づけ
弁護士 柄弓 貞介

平成27年2月12日(木)から15日(日)までの3泊4日の日程で愛知県弁護士会国際委員会主催のインドネシア司法制度視察旅行に同行してきました。短期間でしたが、周到な事前の手配や委員会のメンバーの大活躍により単なる観光旅行では味わえない充実した体験をすることができました。印象に残った訪問先は、司法の面では首都ジャカルタ中央地方裁判所、経済面ではジャカルタジャパンクラブ(JJC)と在ジャカルタ日本人弁護士7人との夕食懇談。外には「ガジャマダ大学教官・有志学生との夕食懇談」などです。裁判所では、地裁所長以下裁判官3名が応対して下さり、裁判官室、書記官室、法廷などすべてざくばらんに見せて下さいました。首都の中央裁判所というについては、庁舎の規模や職員数すべての面でかなり見劣りのするものでした。日本の司法が1割司法だとすると、この国は1分司法だといった日本人弁護士の言葉が印象に残っています。ただ、日本の裁判制度とは異なり、中央裁判所(一般)の外にも軍事裁判所(軍法会議)、宗教裁判所、行政裁判

所、憲法裁判所などがあり、家庭裁判所というものはなく、離婚事件はインドネシア人の8割7分はイスラム信者なので、ムスリム同士の離婚は、宗教裁判所が扱い、それ以外の離婚が通常裁判所の管轄のようです。インドネシアの人口は2億500万人近く、8割7分はイスラム教信者。中近東に比べると資本主義、民主主義が浸透し、戒律もそれ程厳しくはなさそうでした。しかし、一夫多妻制の習慣もあったり、企業も工場に礼拝場を設け、その習慣に気を遣う必要は十分にあるようです。44年の歴史を有するインドネシア最大の日本人組織JJCには600社の日系企業が加盟しており、インドネシア経済における日本の影響は相当のもののように。街には日本車が溢れ、様々な通関、関税、課税、労働問題があるなかで、日本人弁護士の活躍は微々たるものであることから、今後は日系企業の海外展開の法的支援に真剣に取り組む弁護士の増加が待たれるとの印象を強くしました。

Q&A



相続問題

~遺言と遺留分について~



弁護士 中内 良枝

Q 今回は、私の相続に関することで相談にきました。私の妻Bは2年前に亡くなっていますが、子どもは、長男Xと長女Yの2人です。私の現在の財産は、自宅の土地・建物(合計2000万円)と預貯金が1200万円ほどあります。この場合、XとYは、どのように相続しますか。

A XさんとYさんの法定相続分は、2分の1ずつです。Aさんが亡くなった場合、自宅の土地・建物は、XさんとYさんの共有状態となり、預貯金は、半分の600万円ずつ相続します。XさんとYさんで遺産分割協議が整えば、自宅の土地・建物をXさんに、預貯金をYさんに、といったことも可能です。

Q 私としては、自宅と一緒に住み、私と妻の面倒を看てくれたYに、全ての財産を相続させたいと思っています。
そのようなことは可能ですか。

A 全ての財産をYさんに相続させるという遺言書を作成することが可能です。これにより、Aさんの死亡時に、相続財産がYさんに承継されます。ただし、Xさんには、遺留分という権利があります。

Q 遺留分とは何ですか。

A 相続人であるにも関わらず、被相続人が自分以外の人に全財産をあげるといった遺言書があるために、財産をもらえないことがあります。その場合でも、一定の割合は本来の相続人のために「遺」して「留」めてあげようとするのが、遺留分の制度です。今回の場合は、Xさんには4分の1の遺留分があります。この限りでは、Aさんの自由な処分(贈与・遺贈)に制限が加えられます。

Q 全ての財産をYに相続させるという遺言書を残した場合はどうなりますか。

A その場合でも、Xさんは、相続財産の4分の1(800万円)について、遺留分減殺請求権行使することができます。遺留分減殺請求権とは、遺留分を侵害している限度で贈与なしの遺贈の効力を失わせ、これを相続人に取り戻すことができる権利です。

Q XとYの争いを避けるためには、私はどうしたらいいでしょうか。

A Aさんの意思を、公正証書による遺言で残すべきです。自宅は、現在Yさんが住んでいるとのことですから、Yさんに相続させた方がいいでしょう。預貯金についても、全てYさんに相続させる旨の遺言を残すことも可能ですが、後々お二人が遺留分で揉めないようにするには、800万円はXさんに、残りの400万円はYさんに、というXさんにも配慮した方法を検討されてみてもいいかもしれません。

Q 検討してみます。公正証書遺言の作成は、先生にお願いできますか。

A 当事務所では、公正証書遺言の作成も多数扱っておりますので、お任せ下さい。

私は、見通しをしつかり立てるのを意識して、ボルダリング上級者と依頼者のためになる弁護士を目指しています。

一方上級者は、登り始める前に、ゴールまでの動き方を計画します。仮に失敗しても、どこが悪かったかを分析し、計画を立て直します。ボルダリング初心者は、壁を登っていくうちに、次にどのように動けば良いかが分からなくなったり、力尽きて落下します。悔しいのでまた登り始めますが、同じように力尽きて落下します。

ボルダリングというスポーツをご存じですか。簡単に言えば、室内で行うロッククライミングです。そびえ立つ壁の指定された場所のみを触ってゴールを目指します。知力と体力が要求されるスポーツです。私は、数年前から趣味でボルダリングをやつており、現在ではNBCの会長を務めています。本稿をお読みの方はNBCをご存じないと 思いますので、説明いたします。

ボルダリング

弁護士 長江 昂紀



将棋「電王戦」に思う

だん うら
弁護士 檜浦 康仁



1 下手の横好きではあるが、将棋は、私の趣味の1つである。ルールを憶えて、早35年になる。就職後は、木の盤と駒で将棋を指すことはなくなってしまったが、今もインターネットやテレビ、雑誌などで、最新の情報を収集している。

2 その最新の出来事の1つとして、とても印象が強いのが「電王戦」である。

トップレベルのコンピュータソフトと人間のプロ棋士が5対5の団体戦を戦うというイベント。今年行われたのはFINALと銘打たれたものであった。

この団体戦は、前々回、前回とコンピュータソフト側が圧勝していた。

それが、今年は、初めてプロ棋士側が3勝2敗で、勝ち越しを決めた。

3 コンピュータ将棋のレベルは、現在、驚くべきスピードで向上している。

私が高校生になる頃までは、私が勝てないコンピュータソフトはまだ出でていなかった。それが、私が弁護士になった頃には、もはや到底私が勝てるような代物ではなくなってしまっていた。今では、コンピュータソフトの棋力は、多分平均的なプロ棋士のそれを上回っているとさえいわれている。

4 将棋のプロ棋士というのは、本当に選ばれた者しかなれない職業である。

各地で小学生、中学生で既に大人を含めて都道府県のトップクラスの実力を持った天才達が研修機関に所属して切磋琢磨し、その中でも、原則として、1年間に4名しかプロ棋士にはなれない。それ以外の者は、夢を諦めていく。

天才の集まりである、プロ棋士の中でも、さらにその上位に

属する、いわば超天才の棋士達がコンピュータソフトに大きく負け越してしまったのである。

本当に恐ろしい勢いで、コンピュータソフトが進歩しているということである。

いずれにせよ、将棋でコンピュータソフトが上位プロ棋士に勝ち越したという事実は、人の高度な頭脳労働についても、かなりの部分までを、コンピュータが代用できるまでに技術が進歩したということを象徴するように思う。

5 かつて、人は、様々な肉体労働から解放され、同時に、肉体労働をする機会を奪われてきた。

人が自動車と走行速度を競争することがナンセンスであるように、ある種の知的作業についても、人がコンピュータと競争するのはナンセンスである。

人がコンピュータをいかにうまく利用し共存するか、というのがこれからの課題となろう。

6 人とコンピュータの「思考方法」には、大きな違いがある。将棋でいえば、ある局面での最善の手段を、コンピュータソフトは、基本的には、あらゆる手段の網羅的な探索と評価することによって探し出そうとし、人間は、初期の段階でごく限られた手段のみに絞って深く検討することによって探し出そうとする。

そのようなコンピュータの特性を理解し、いかに上手にその手助けを得るかが重要であろう。

7 私達弁護士の仕事も、コンピュータの手助けが大きな意味を持つ部分がある。例えば、インターネットによる調査、判例、文献の検索、事件の情報管理、挙げれば切りがない。

最大限にそれらを利用しつつ、人間にしかできないことにこそ、能力を最大限に発揮して頑張っていきたいと思っている。

また、内縁関係であつても遺族年金を受給することができます。(近親婚の場合は、原則として遺族年金を受給することはできません)内縁関係があつた方が遺族年金を受給するためには、
①同一世帯ということが分かる住民票(住所が異なる場合は)②連名の郵便物、③同居の事実について第三者の証明書等が必要となり、内縁関係の場合は、原則として死亡した方と同居していたことを証明する必要があります。その理由書が必要になります。

遺族年金についても、受給要件は細かく、また複雑なため、何か疑問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

『生計が同一であった』とは、一般的には、死亡した方と同居していたことをいいます。が、(1)別居がやむを得ない事情であること、(2)父母、孫、祖父母の場合、生活費が仕送りされている等の要件を満たす場合は、生計が同一として認められることがあります。

今回は、遺族基礎年金と遺族厚生年金における、『生計維持要件』について着目し、ご説明いたします。

社会保険労務士 長谷川 沙美



『遺族年金の
生計維持要件』について

